慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジヨン、ロツクの私有財産制度論
Sub Title	
Author	福田, 徳三
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.111(1)- 125(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19100215-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

大發展

一月一日よりの時事新報は活字の改正により大に字數を增加し記事を精選して紙面の均整を保ち本紙の特色たる政治、經濟及社會上の記事は新に加へられたる文藝、科學、家庭、流行の各欄と俱に百華爛漫として春長しへに老いざるの觀あり

東京市京橋區南鍋町二丁目
時事新報社

日本一の時事新報

大阪時事新報

大刷新

大阪時事新報は時事新報の分身にして大阪に於て朝夕二回刊行する唯一の大新聞なり報道の敏捷と趣味の無盡藏なるとによりて社會の各方面に好評を博し爲めに近時異常の發展を遂げ關西の新聞界に於ける明星として一大異彩を放ちつゝあり

大阪市東區高麗橋三丁目
大阪時事新報社

三田學會雜誌 第參卷第貳號

論說

ジヨン、ロックの私有財産制度論

福田德三

私有財産制度に關する學說其數多し。ワグナーは之を分類して(一)自然學說(二)自然經濟學說(三)先占學說(四)勞働學說の四とし、更らに自說として(五)法定學說を主張せり(原論一ノ二第二百十頁以下)。シュモラー、セリグマン等も亦ワ氏の分類を大體に於て認むるものにして、先以て一般に異議を容れざる所と看做すを得可し。一より四に至る諸說中比較的に眞理に近しと認めらるゝものは勞働學說なり。而も此說も亦畢竟謬說たるを免れずとすることは內外の學者一致する所なり(ワグナー前掲、シュモラー原論千九百八年版第一卷第四百二十一頁以降、セリグマン原論第三版百三十一頁以下、金井博士社會經濟學百二十六頁田島博士最近經濟論二百三十一頁津村敎授原論上卷二百五十九頁以下)。唯其誤謬なりとする理由に至ては諸家の說く所必ずしも其撰を一にせず。勞働

學說果して謬說なりや否や、謬說なりとすれば何れの點に於て然るやの問題は諸家の說を以てするも、猶聊か考究の餘地存するものゝ如し。而して此研究は、マルクスの勞働價値論の根據に一瞥を與ふるものならずんばあらず。

勞働學說の代表者は英國の哲學者ジョン、ロックなりとすること諸家に異論なし。仍てロックに就て其說を窺ひ他の同論者を網羅することは決して不當の處置にあらざる可しと信ず。

ジョン、ロックはホッブス（一五八八―一六七九）とヒューム（一七一一―一七七六）との間の連鎖なり。千六百三十二年に生れ千七百四年に死す。ヒュームは直ちにアダム、スミス（一七二三―一七九〇）に續く。蓋しホッブスはCivil War時代の產出せる哲學者にして、英國の國民經濟が自覺の極頂に達せる世に生れ、內治、外交の諸問題は先づ皆中央權の集中確立を以て中心とする傾向に應じ『國力は國權なり』、『國富は國力なり』との思想を鼓吹せる先覺なり。ホッブスはグローチーの自然法說を承繼せるも其論を遣るに個人の發展を中心としたるものなり。唯個人より社會への過程を說くに於て所論甚明確ならず。ヒュームは社會と國家との別に就て詳細の意見を立て實驗學派の泰斗として人の許す所、カントの批評學派は一方に於てライブニッツに承くると共に、他方に於てヒュームの實驗學派を超脫せんとするものなり（キュルペ、カント論第五頁バウ、ルゼン、カント論十四頁以下）。ロック卽ち其間に出づ。カントが或點に於ての出立點たりしライブニッツの最重要の作の一たるNouveaux essais sur l'entendement humain は實にロックのHuman Understandingに對する駁論なりき。凡そ此等の簡明なる一二の事實は克くロックの地位を暗示するものならずや。ヘンリー、モーレーがロックを以て『光榮ある革命』（一六八八）の哲學者なり、通譯者なりと云る簡にして盡せり（モーレー版ロック民政二論緒言第一頁）。而してロックは革命に先つ五年卽ち千六百八十三年より革命の翌八十九年まで政治的亡命の客としてアムステルダムに流寓したることを忘る可からず。彼は革命と共に而してウヰリアムと共に自然法の國たる和蘭より英國に還れり。而して又同時に彼が民政二論出でゝ世を驚せり。彼が私有財產勞働學說は實に此の民政二論の中に收めらる。民政二論 Two Treatises of Civil Government. Licensed for printing on the 23 rd of August, 1689. 此書數版あり予はモーレー版（ルートレッヂ出版）に藉れり以下倣之

4 題すらく、

In the former the false principles and foundation of Sir Robert Filmer and his followers are detected and overthrown

The latter is an essay concerning the true original extent, and end of civil government.

『其前者に於てはサー・ロバート・フヰルマー及其祖述者の謬れる主義と基礎とを見出し之を覆す』

『後者は民政の眞正なる根源、範圍竝に終局に關する考を述ぶ』

と。是れより先(一六八〇)王權黨の學者サー・ロバート・フヰルマーホッブスの民約說を駁擊せる一書を著し題してPatriarcha; or, the natural power of kings『父權政治又名國王の自然的權利』と云ふ。謂らく、人は生れて自由平等なりと云ふは誤なり、世界に唯二人の人あれば、一は主たり、一は從たり、主たる權利は其源を父權に發す、王權は卽ち父權の發達せるものなりと。彼は其論據を聖典に求め、アダムの事蹟以下に就て之を立證する詳なり。(此書モーレー版の民政ロック二論に附錄しあり。)而して後第一篇に於ては徐ろに自說を闡明す。彼が私有財産論は第二篇の第五章にあり。彼は第一篇の要旨を以て次の四點にありと爲す。

1. That Adam had not, either by natural right of fatherhood or by positive donation from God, any such authority over his children, nor dominion over the world, as is pretended.
2. That if he had, his heirs yet had no right to it.
3. That if his heirs had, there being no law of Nature nor positive law of God that determines which is the right heir in all cases that may arise, the right of succession, and consequently of bearing rule, could not have been certainly determined
4. That if even that had been determined, yet the knowledge of which is the eldest line of Adam's posterity being so long since utterly lost, that in the races of mankind and families of the world, remains not to one above another, the least pretence to be the eldest house, and to have the right of inheritance. op, cit. p. 191.

而して曰く、之によりてフヰルマーの說は全く根底より覆されたり。されば予は之に代る可き自說を建てざる可からず。予は政治的權利の本質は父權と異るを

明かにせざる可からず。予は此の政治的權利(主權)を次の如く解す。

Political power ..... a right of making laws, with penalties of death, and *consequently all less penalties for the regulating and preserving of property*, and of employing the force of the community in the execution of such laws, and in the defence of the Commonwealth from foreign injury, and all this *only for the public good*. p. 192.

彼が私有財産論を民政論中に試むる理由卽ち茲に在り。讀者乞ふ予が特に附線せる數言を吟味せよ。云はずや、

『從て私有財産の制治と維持に向ての(死刑より)より小なる刑罰を課するの權……而して其凡ては唯だ公益の爲め』

と。彼は主權の內容を擧ぐるに特に私有財産の制治と維持とのみを以てするにあらずや。誰か云ふ、ロックは私有財産の基礎を撼搖するの說を成すと。(津村敎授曰く斯くて勞働說は遂に彼の科學的社會主義の主張と符合し、所有權の基因を說かざる可し』。國民經濟學原論上卷)請ふ少しく彼れが言に聽け。

『神は地の生ずるものを人の子に共同に與ふ。然るに其一部を私有するものあるは何故ぞや。予答て曰く、共同に與へられたるは之を使用せむが爲なり。之を使用せむには先づ之を先占するの手段なかる可からず。being given for the use of men, there must of necessity be *a means to appropriate* them some *way or other before* they can be of any use, or at all beneficial, to any particular man. (p. 204)

地と凡ての生物は神之れを人に共同に與へられたるは之を使用せむが爲なり。之(之れを身體と譯するは中らず)に對しては"property"を有す、誰人も己れ自に對する外何等の權を有せざれば彼の身體の勞働 labour と彼が手の仕事 work とは彼に固有なる可きものなり(properly his)されば人が共同の自然より引離して之に彼が勞働を加へたるものは他人の共同權を疎外す可きものなり、何となれば勞働は勞働者固有のものなれば其加りたるものに對し勞を施さゞる他人が權を有するは之れ"person"の侵害なればなり。勞働は共同と私有との別を生ぜしむ。自然の外に或物を加へたるものは之を私有と爲す(The labour that was mine, removing them out of that common state they were in, hath fixed my property in them p. 205)泉に漲る水は共同なり、水瓶にある水は之を汲みたるものゝみ特有す可し。問

ふものあり、各人は天然に勞を加へたるものを私有し得可しと云はゞ、人は其欲するに從ひ如何に多くを私有するも妨げなきか。答て曰く否、人は as much as any one can make use of to any advantage of life before it spoils をのみ勞を加ふるによりて私有し得可きのみ。此限度を超ゆるものは私有たる可からず。蓋し私有するは使用せんが爲なり。而して正當に使用す可き丈けを各人が私有するに止るときは天地の間決して不足あることなし、神は人の生存に必要なる丈けのものは必ず之を與ふれば[1]なり。』

と。彼は之を以て私有の起源を說くと共に又其論據をも立證せんとするものなり。彼の前提は『使用せんとするものは先私有せざる可からず』と云ふに在り。故に私有の維持と保護とは其實『使用の維持と保護』とに在り。最近の經濟學は說かずや、wirtschaftliche Thätigkeit ist nur die entgeltliche Beschaffung der zur Bedürfnisbefriedigung notwendigen aneignungsfähigen äusserén Güter durch Aufwendung. Ist diese Thätigkeit mit einer Kraftaufwendung zur Ueberwindung von Hindernissen verbunden, so haben wir den Begriff der Arbeit (Fuchs, Volkswirtschaftslehre. S. 7.) と。ロック亦曰く神は凡ての人類に地球を共同に與ふると共に、亦た其額に汗して働く可しと命せりと。されば共同と勞働とは始より併立する二個の原則なり。神は共同を護ると共に勞働を護る。私有は共同を覆すものにあらず之を助くるものなり。共同が自然の約束なるが如く勞働も自然の要求なり。共同に與ふるは之を使用して人生を進めしめむが爲めのみ。而も之を使用せむとす先づ勞働を施して之を占有せざる能はず。若し他人之を共同にずと云はむか、使用は不可能となる、使用不可能なれば共同に與へたる神慮は行はれず。我れ力作して麥を植ゆ、他人之を取りて其食に充つ、然らば我何をか食はん。土地に就ても亦同じ。Nor was this appropriation of any parcel of land, by improving it, any prejudice to any other man, since there was still enough and as good left, and more than the yet unprovided could use (p. 207) 我が私有するは他を妨げんとにはあらず、他をして我を妨げざらしめむ爲なり。我他を侵さず唯我要する所、我勞を費して取る。他何ぞ我を侵す可けむやと。

誰か云ふ、ロックの謬論近世の學說と悉く乖離すと。我有に非る者を使用收益

するものは何。セリグマン曰く how long would he be secure in the possession of the tools he has used or of the product he has finished, were it not for the protection afforded to him by the law. p. 133 ロックの Labour と云ふは凡ての心身の力作を云ふ、先占も亦一の勞働なり、鹿を逐ひ(一一〇六)流に汲み(一一〇五)田に植ゑ(一一〇七)物を買ふ(一一〇八)皆ロックの所謂勞働なり。

唯土地あるも殆んど人生に用なし人之に勞を加へて始めて其生を厚ふし其用を利す。The extent of ground is of so little value without labour that I have heard it affirmed that in Spain itself a man may be permitted to plough, sow, and reap, without being disturbed, upon land he has no other title to, but only his making use of it (p.209) 使用の權は棄て所有の權なり。我邦の墾田獨逸の Rodland は如何。

地は耕さゞれば穀實らず、鹿は逐はざれば我獲ず、水は汲まざれば我れ飲む能はず。法定説(ワグナー、田島博士)。折衷説(金井博士)。社會効用説(セリグマン)。進化説(津村教授)。何れか此理を否定せんとするか。

而もロックの説は此に盡きたるに非ず。否斯く説くは彼の豫定のみ。ロック更に曰く、人が使用し得る限りは正當に其私有たる可し、故に私有の濫用は使用の

多きに存せず、私有の大なるに在らず、使用の缺陷に在り、使用せざるものを私有するにあり、私有するものを使用せざるに在り。the exceeding the bounds of his just property not lying in the *largeness* of his possession, but the perishing of anything uselessly in it. (p.214) 之を食ひ之を飲むが爲めに私有するなり、他を疏外して我が有と爲す誠に已むを得ざればなり。然るに我私有となすものを使用せず腐敗消耗せしむるものは天地の公物を傷ふものなり、既に他を排し又物を廢ず之れを私有の過超と云ふ、其以外私有の過超なるものあることなしと。茲に於てか貨幣の使用興りて勞働に代る。貨幣とは腐敗することなく消耗することなきものゝ謂なり、貨幣あるありて私有の濫用杜絶す。何となれば貨幣の態に於て私有するものは他を排しつゝ物を廢ずることとなきを得ればなり。

some lasting thing that men might keep without spoiling, and that, by mutual consent, men would take in exchange for the truly useful but perishable supports of life (p.214) 之を用ゐて人は直下に使用し得ざるものを永く其物を廢することなくして私有と爲すの途開く。私有の擴大茲に於てか行はる。『人に貨幣を與へよ彼は直ちに其所有を大にす可く始む

可し』Find out something that hath the use and value of money amongst his neighbours, you shall see the same man will begin presently to enlarge his possessions (p.215)『金と銀とは之を食料、衣服、運搬具に比す人生に益する少し、其價値は單に人と人との協定に基く――勞働の大部分尺度たるは同じ――卽ち貨幣を認むるものは之と共に不等不均の所有を認むるに同じ。政府乃ち法律を以て此を公認す。 they, having, by consent, found out and agreed in a way how a man may, *rightfully* and without injury, possess more than he himself can make use of by receiving gold and silver, which may continue long in a man's possession without decaying for the overplus, and agreeing those metals should have a value (p.216)『彼等は斯く協定するにより過超も朽ちず永く人の有に在り得可き金銀を授受するにより並に之に價値を認むるにより人が正當に且他を傷ふことなくして彼自ら使用し能ふより以上を所有し得るの道を見出し之を是認したるなり』と。最近の貨幣學說は云はずや、貨幣の貨幣たるは法律の Proklamation による、國家が貨幣たる可しと認むるにより貨幣は貨幣たるのみと。 クナップ貨幣國定說の論評を見よ

貨幣ある世は所有不等不均なる可き世なり。勞働によらざる私有の存す可き世なり。否、貨幣の授受は勞働に代りて私有を起源し之れを維持するものなり。誰か云ふ、ロックは贈與、相續、寄附による私有財産を否定するものなりと。

金井博士曰く、「例を擧げて云へば、相續により所有權を取得するが如き場合に於ては毫末の勞力をも要することなくして財貨を得るものなればなり以て此說の穩當ならざるを知る可し」と(百二十六頁)田島博士曰く、夫の地主が毫も勞働を爲さずして土地を私有し莫大なる地代を徵收するは如何なる理由に基くか(二百三十一頁)津村敎授曰く、彼の相續、贈與、寄附の如きは到底之を說明するの辭なかる可く云々(二五九頁)

蓋し勞働を加ふる物は共同を離れて私有と爲るとロックの云ふは自然經濟時代に就て云ふもののみ。貨幣經濟に於ける所有の起源も存在の論據も此中に說かるゝにあらず。後の學者ロックの『ポスチュラート』の一半を見て、却て貨幣の使用普及を說く處を顧みず。而して謂らくロックの勞働學說誤謬多しと。予は服する能はず。

『現今社會の如く多數の勞働者は貧困にして懶惰漢は却て富裕なるは正義に背戻し所有權の眞個の根本を破壞するものに非ずして何ぞや』(田島博士二三二頁)との非難は希くは予をしてロックに代りて之を甘受せしめよ。予は然りと答へ得るの理

由と自信とを有す。若し夫れ『何等の勞働なくして財を所有するが如き若くは最小の勞働を以て最大の効果を收むとする一切の經濟行爲』『勞して得る所なく、若くは勞多くして功少き一切の經濟行爲』『自有株の自然の騰貴又は下落による財産の增減』（津村敎授二五九頁）の如きはロック皆之を貨幣經濟の世に認むるものなり。

The value of the table is as little the result of individual labour as is the value of the land セリグマン百三十三頁

と云ふは其『價値』なるものが貨幣價値なるを知るものは亦之をロックに見出すこと容易なるに非ずや。ロック乃ち云ふ In the beginning all the world was America and more so than that is now; for no such thing as money was anywhere known. (p.215) カーライル反語して曰く『汝の亞米利加は玆に在り然らずんば那邊にも在らず』と。ボーナーはロックの意を要して曰く Property therefore if at first due to labour, is now due to law『哲學と經濟學』百〇一頁

と。

誤解する勿れ、自然法と社會契約とを根本とする十七世紀の學說は無論二十世紀の學說たる可きものにあらず。然れども此事實を無視してロックを評隲するも亦二十世紀の事に非ず。今自然法と社會契約とに代ふるに史的發展と社會進化の論を以てして而してロックの論如何と吟味せよ。彼が誤謬は其前提に在り、其勞働學說に誤謬たるものは social compact, law of nature の說に在り、此誤謬を離れたる彼が私有財産論の誤謬に至りては未だ立證せられず。彼が時代を超越する能はざるは彼の謬見の基く所以なり。而も彼は猶自然經濟と貨幣經濟との別を明かに看取するにあらずや。ロックの時代はロックの勞働學說を生ぜり。何ぞマルクスの時代がマルクスの勞働價値論を生じたるを怪む可けんや。然れども反問するを許せ、『私有財産法定說』『社會利用說』『進化說』『社會主義說』『史的發展說』の何れが其時代を超越し、其世の前提を脫化し得たるものとするか。二百年の後の二十世紀を見る猶ほ今人の十七世紀を見るが如くならしめば果して如何。時代の扶植する所以のものを芟除し去りて而して後殘る所永久の眞理は何。誤謬を摘發するは易し、眞理を得るは難し。第二十二世紀の學者私有財産學說を列擧する更らに二十三十にして、而して猶シュモラーの如く中に就て比較的最も眞に近きものを物色し來つて之を勞働學說に歸するものなしと斷言し得ば卽ち可なり。予は其勇氣と自信とを有せざるを公言せざる能はざるを慨むものなり。